

地域森林管理支援センターたより

2024.11月号
Vol.11

Action Record

2024.7.1	岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修会開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	13名参加
2024.8.21	【第10回実践型】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	10名参加
2024.9.11	【第11回実践型】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	9名参加
2024.9.24	【第12回実践型】市町村林務担当職員研修開催	岐阜森林文化アカデミー「テクニカルセンター」	12名参加
2024.10.23	【第13回実践型】市町村林務担当職員研修開催	岐阜森林文化アカデミー「テクニカルセンター」	4名参加
2024.11.8	【第14回実践型】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	5名参加

Business Performance (10月31日時点)

★相談窓口対応	55件
★市町村巡回支援	48回
★専門家への相談斡旋	6回
★地域森林監理士短期派遣	33回
★市町村林務担当職員研修	13回
★地域森林監理士フォローアップ研修会	1回
★冊子「森林のたより」への寄稿	2回（8月号・10月号）

Topics

★市町村林務担当職員研修を開催★

・第10回（実践型）研修を開催

日時：令和6年8月21日（水）13:00～16:00

場所：岐阜森林文化センター 3階 東濃桜ホール

講師：岐阜県森林組合連合会 森林整備部長 日比野基宏氏
県林政部森林保全課 山地災害対策監 木島光雅氏

内容：直営で実施する森林整備設計・積算に関する知識

参加者数：10名

※理解度は、良く判ったが25%、判ったが60%という結果でした

・第12回（実践型）研修を開催

日時：令和6年9月24日（火）9:00～16:00

場所：岐阜森林文化アカデミー「テクニカルセンターA棟」

講師：公益社団法人岐阜県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

小野伸秋氏、今瀬勉氏、栗野章氏

岐阜地方法務局不動産登記部門

加藤友美氏、石原友喜氏

内容：効率的な所有者探索について

参加者数：12名

※理解度は、良く判ったが34～41%、判ったが17～42%という結果でした

●11月8日をもちまして、今年度計画していました研修の全ての日程を無事に終了することが出来ました。ありがとうございました。研修への参加者数については、累計で193名の方に受講していただきました。昨年に比べて4割増しと多く参加して頂きました。研修で身に付けた知識などを、それぞれの市町村で活用していただければ幸いです。



市町村林務担当職員研修の様子

★相談窓口について★

- 市有林で経営計画を立てようと考えている。〇〇市さんでは、施業をやった後に、木の販売代金などの収益があり、市にお金が戻ってくるようだ。他の市町村ではどのような状況なのか教えて欲しい。
 - ▶ 経営計画を作って市有林の管理を行っている市町村では、森林組合に施業を委託して、国の補助事業などを活用しているため市への収入もある。一般的に、経営計画での施業は、搬出間伐を実施できる計画もあれば、これまで全く手をつけていなかった未整備森林の部分については切捨間伐となる場合もあり得るので、経営計画樹立を委託する場合に、間伐の実施方法についても提案していただくような内容とされると良い。
- 意向調査を進めていく中で、所有者探索をして整理出来た所有者について、翌年度の意向調査でも同一の所有者が出てきて、振り出しに戻ってしまうことがある。何とか、整理出来た情報について、市内全体での共有が出来ていけると良いと考えるが、現在のエクセルなどの活用だけは厳しい。他市町村で何か良いシステムを活用している事例などはないか。
 - ▶ 〇〇市では、今までエクセルで対応していたが、追いつかなくなってきたので、市外の測量業者と委託契約を行い、これまでの意向調査や森林整備の情報、森林経営計画の情報やその他森林整備の情報を一括管理できるように委託契約をした。この市へ直接連絡を取っていただき、詳細について聞いていただく様に手配した。
- 各市町村が森林経営管理制度に基づく切捨間伐を発注する際の「一般管理費」の経費率をご存じでしたら情報提供をいただけないでしょうか。
 - ▶ 今年の4月末に実施させていただきました、課題についてのアンケートについて、各市町村からは別添のとおり回答頂いていますが、具体的な数値まで整理できていない状況で、現時点で支援センターが把握している情報ということとなります。なお、この内容については、6月の意見交換会では対象となりませんでしたので、次回（11月8日開催）の意見交換会で詰めていく予定です。
- 市町村整備計画策定に当たって、里山林の定義で悩んでいる、以前は、きっちり境界を決めないで、この区域みたいな設定でと考えていたが、課内で検討した結果、具体的な境界は把握しておく必要があるのではないかとということとなった。そういったことに詳しい方を紹介して欲しい。
 - ▶ 広葉樹の事とか里山の事については、岐阜県地域森林監理士で適任の林政アドバイザーがいるので紹介する。支援センターから地域森林監理士に連絡し、〇〇市担当者と日程調整などを行っていただいた。
【なお、この業務については、岐阜県地域森林監理士短期支援の扱いとした。】

★専門家による相談実施★

◆経営管理権集積計画地での森林整備後の一部伐採について

<相談内容>

森林経営管理制度の集積計画地で1.6haの間伐を実施した。その施行地の市道に面した箇所の木が日照に影響が出るので一部伐採したいとの計画が出た。集積計画に施業内容が記載されていないが、実施しても問題ないのか実施範囲は、市道沿い30m程度で幅5m程度となる。

<弁護士さんからの回答>

「その施業地の市道に面した箇所の木が日照に影響があるので一部伐採したい」、この考えは、市が、公益的見地からそのように判断したということでしょうか？所有者さんの発案ではなく、まだ同意を得てはいない、という前提でしょうか？

厳格に、法文とおりに考えれば、計画の一部変更となります。現行法は変更に関する規定がないので、また集積計画の作成しなおしということになります。ちょっとした変更のためにまた一からというのは、迂遠というか、事務効率の点からもう少し解釈の幅を広げられないかと悩ましいところです。

そういう視点から、市道に面したところを、30m×5m皆伐（ですね？）することが、計画の同一性の範囲から、違法と評価しうるほど逸脱しているかといえ、そうではないと判断します。

私としては、伐採して構わないと思います。何となれば、幅5mですから、「この部分は列状間伐」という説明の仕方も成り立ちます。所有者さんに、一言申し入れて了解していただくようにすることが望ましいかと思えます。

◆表題部の所有者欄が氏名しか記載されていない所有者不明案件での、その解消方法について

<相談内容>

所有者探索の過程で、課税台帳上のAさんが死亡していて、孫のCさんが見つかったけれど、山林の相続をしていない。表題部の所有者欄がAさんの氏名だけしか記載されていない。こういった場合、所有者が不明案件となるが、所有者の不明状態を解消する方法について法務局での対応をお聞きしたい。

<地方法務局担当者からの回答>

表題部の所有者欄には、住所と氏名が記載されていることで、所有者を特定できている。今回の相談については、所有者名しか記載されていないので、所有者不明土地という扱い。法務局では、「表題部所有者不明土地解消」作業を行っている。これは、名前と住所のいずれかが不明であれば該当する。今まさにこの情報収集の時期（10月～11月）になっている。所有者不明案件が1つあれば、その地域には少なからず他にあると考えた方が良い。なので、法務局への要望については、地域単位での情報提供をお願いしている。年間の処理件数は160～170筆程度となっている（件ではなく、筆数）処理が出来れば、登記官による職権登記をおこなうこととなる。特定できなければ、裁判所による管理命令、つまり特定不能土地等管理命令を発出する。岐阜県ではいまだにそういった案件はない。もう一つ、「長期相続等未了土地解消」作業も行っている。所有権の登記の日から当該起算日までの期間が50年以上経過しており、かつ、登記名義人の死亡後10年以上経過している土地について、「調査対象土地」として、登記官が法定相続人を探索し、登記し法定相続人情報を登記所に備え付けることによって、実施主体が公共事業等の遂行に活用することができるというもの。年間200件程度あるが、その後、相続登記に繋がるかは不明である。